

複式簿記（特にブルーリターンA）で記帳されている方へ

決算個別指導会では、お一人45分程度の指導時間内で記帳（入力）方法の指導や内容の確認は行いません。

（令和7年1月号「青色だより」に掲載済み）

特に3月に入ってから、記帳の誤りが判明しても、修正対応等はありません。

適切に記帳されていない場合は、青色申告特別控除最高65万円ではなく、最高10万円となります。

会のルール〔記帳（入力）方法は9月末、記帳（入力）確認は11月末まで〕で正しく利用されている方にご迷惑がかかっております。

正しく記帳されている方に影響が出ないよう、お願いいたします。

寄附金控除を受ける方へ

昨年度までは、ふるさと納税以外の寄附金控除が、面談時に住民税の対象となるかをお調べしておりましたが、確認に時間を要する為、今年からは事前に寄附先へご確認して頂き、下記の「住民税・事業税に関する事項」のどこに該当するかを調べたうえでご相談くださいますようお願いいたします。

面談時にお調べする場合は、複数回ご来所頂く事となりますので、あらかじめご了承ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
					特別徴収	自分で納付				
	円	円	円	円	○	○	円	円	円	円